ター管内における風水害等災害への対応に関し、ハザードマップにより危険箇所の確認、相互の意識統一を図っておくことは、必要と考えます。関係課と協議の上、必要な措置を検討します。

④富地区の大や楠は、真庭市に隣接し、緊急車両は西消防署より、真庭市にお願いした方が早い地域だが、要請はできるのか。

以前、旧真庭消防組合から出動していただいた経緯もありましたが、町村合併後、真庭市消防本部としての出動は、行政区域内に限ると聞いています。

要請は、現状から難しいと考えますが、引続き連携の可能性を模索します。

⑤公平で平等な行政サービスの享受から地域防災体制で、今後予測される課題は。

高齢化、人口減少等に伴い、各地域の消防団員の確保、地域防災の要となる自主防災組織の活動等が困難となることが懸念されます。

特に、消防団は、発災時に地域住民の避難誘導や災害防御等を実施するため、今後、災害対応に係る機能の維持が課題となると予測されます。

★かがみの創生総合戦略と関連予算について、先行型交付金がゼロ又は少額になった理由の分析と改善は。

上乗せ交付金のタイプⅠ、タイプⅡにそれぞれ1事業を申請しました。採択されなかった事業は、タイプⅠで申請した「かがみのアプリ作成事業」で、タイプⅡで申請した「人と地域をつなぐ鏡野町案内人事業」は申請通りの300万円が交付決定されています。

タイプⅠは他の地方公共団体の参考となる先駆的な取り組みや広域連携、仕事づくり、移住定住に直接的な効果があるかなどを外部委員が審査し決定されたということで、申請事業はこの面での事業の組み立てが十分でなかったと考えます。

★平成28年度予算編成と総合戦略について。

①政府に提出し、期待した結果が得られなかった事業はどのように扱うのか。

他の事業と合わせた新しい事業の枠組みを検討し、今後の予算に計上したいと考えます。

②町民に対して戦略の説明は。

現在ホームページで公表しており、広報かがみの1月号で概要をお知らせしたいと考えます。また、本年度作業を進めており、総合計画の策定が完了した段階で、総合計画と総合戦略を合わせた概要版を作成し配布したいと考えます。

③総合戦略の変更は可能かどうか。

可能です。

④総合戦略の中にある「(仮称)かがみの大学」の具体的予算は組むのか。

28年度予算に起業支援講座等の開催経費を計上し、新たに起業を目指す方々の支援を行いたいと考えます。

(仮称)かがみの大学といった組織や内容については、今後関係団体等の意見を伺いながら検討をします。

★林業行政における予算について。

①平成28年度予算に、町独自の路網予算を望むが、町長の所見は。

町では独自制度として合併前より作業道の開設に対する補助制度を実施し、森林所有者が間伐材の搬出を行う場合、各種補助事業には無い簡単な手続きでの制度として、積極的なご利用をいただいています。

平成20年度からは国庫補助より年間約600万円の予算で継続実施し、本制度は、周辺自治体と比べても遅れをとっているとは思っていません。また森林所有者は、利用実態により単県や国庫補助事業での作業道も積極的に活用されています。

今後、路線数などへの取組事業量の増加が考えられる場合は、補助金の増額等の協議を積極的に行っていきたいと思います。

②木材の町内循環の促進における町長の所見は。

町としても積極的に利用を図るべきと考え、木材の適正で、積極的な利用があってこそ森林の正しい望むべき循環ができると考えます。

現在、町産材の利用に対する補助金等の制度は策定していませんが、今年度新たに設置され、現在協議がされている「鏡野町森林づくり協議会」において検討された、制度化等についての有効な提案がありましたら、これを精査し、活性化につなげたいと考えます。

③産官学連携による木材の天然乾燥場と製材所の設置について、町長の所見は。

天然乾燥された材は、非常に時間や手間がかかりますが木材本来の色や香りなど、人工乾燥した製品との差別化による高付加価値を見込むことが十分可能であると考えられます。

但し、施設の建設費や維持費等の検討はもちろんのこと流通先が非常に大きな課題です。

こうした状況を踏まえながら「鏡野町森林づくり協議会」との連携協議のもと、町の林業行政を進めたいと思います。

★鏡野ケーブルテレビについて。

①放送料の決定はいつ誰によって行われ周知したのか。料金体制に町条例は必要ないのか。

放送料の決定は、平成17年の新町発足時に、条例制定し、放送料については規則で定めていました。その後、条例・規則とも改正などが行われ、現在は「鏡野町地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例」と「鏡野町地域情報通信施設の設置及び管理に関する規則」を定めています。条例は平成25年3月8日、規則は同年3月29日に制定され、施行は条例・規則とも同年4月1日です。それぞれ成立に伴い公示し、あわせてホームページに掲載いたしました。

②他の自治体にも類似のケーブルテレビがあるがどのような料金体制か。

近隣のケーブルテレビも鏡野町有線テレビと同様の料金体制になっています。具体的な金額はさまざまですが、鏡野町有線テレビは、低額の料金になっていると思います。

③27年度当初予算総額はいくらか。

広告料の中で有線テレビ放送料として計上されているのは、156万6千円です。

④地域情報通信施設整備及び運営に15年間で85億円かける町の放送が有料なのは納得しがたいが、町長の所見は。

総額85億円には平成25年度、26年度で実施した鏡野地域の施設整備費約49億円、今後見込まれる機器の更新費用の約15億円を含めて平成41年度までの維持管理・運営費を計上しています。

放送料は、規則で定めているように有料が原則ですが、平成26年度までは有線テレビは町の直営という中で、民間企業に係る放送が年間数件ありましたが、放送料の対象となる放送のほとんどは行政としての放送だったため料金は徴収していませんでした。

今年度から鏡野光サービス(株)が指定管理者として運営